



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月20日金曜日 第2774号

### ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の募集..... (総務管理課) ... 411  
 自衛官候補生の採用試験..... ( " ) ... 411  
 指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 412  
 肥料の登録..... (農産園芸課) ... 412  
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 412  
 都市計画事業の認可..... (都市整備課) ... 412  
 土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... (東予地方局農村整備課) ... 412  
 土地改良区の定款変更の認可(2件)..... ( " ) ... 413  
 指定障害児通所支援事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 413  
 指定障害児入所施設の指定..... ( " ) ... 413  
 土地改良区役員の就退任の届出(7件)..... (中予地方局農村整備第一課) ... 414  
 土地改良区役員の住所の変更の届出..... ( " ) ... 416  
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局管理課、中予地方局建築指導課) ... 417  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課) ... 417  
 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 418  
 指定医師の所在地の変更..... ( " ) ... 419  
 指定医師の辞退の届出..... ( " ) ... 419

#### 監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... (監査事務局) ... 419

#### 教育委員会公告

平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... (義務教育課) ... 420

#### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 420

#### 雑 報

環境影響評価書について..... (環境政策課) ... 421

### 告 示

#### ○愛媛県告示第590号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年5月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 男子(平成28年度8・9月採用分)
- 平成28年5月27日(金)から
- 6月10日(金)まで

#### ○愛媛県告示第591号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年5月20日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成28年6月19日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第592号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	チヨダ訪問看護ステーション	八幡浜市1490番地2	精神通院医療	平成28年4月1日

○愛媛県告示第593号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成28年5月11日	愛媛県第1287号	魚かす粉末	南海魚粕粉末780	窒素全量 7.0 りん酸全量 8.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第594号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年 5月20日から 6月 2日まで

○愛媛県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称  
大洲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大洲都市計画道路事業  
3・4・9号 若宮東大洲線  
3・6・1号 大洲徳森線
- 3 事業施行期間  
平成28年 5月20日から  
平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県大洲市田口、若宮及び東大洲
  - (2) 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 安 政	西条市禎瑞321番地

○愛媛県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 坂 広 志	西条市喜多川1527

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 坂 徹	西条市喜多川476

○愛媛県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13番32号
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 番34号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号

"	高橋 敬雄	新居浜市外山町9番44号
"	西原 力	新居浜市本郷一丁目8番41号
"	眞鍋 正幸	新居浜市中村一丁目6番36号
"	神野 哲彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号
"	加藤 良一	新居浜市久保田町一丁目3番26号
"	宮崎 和郎	新居浜市徳常町9番29号
"	高橋 一博	新居浜市西町3番9号
監事	大澤 眞一	新居浜市土橋一丁目8番4号
"	鈴木 邦宣	新居浜市星原町9番11号
"	飯塚 信也	新居浜市政枝町一丁目5番1号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	小野 光廣	新居浜市吉岡町13番32号
"	石川 雄三	新居浜市宮原町8番34号
"	高橋 征三	新居浜市星原町13番16号
"	高橋 敬雄	新居浜市外山町9番44号
"	西原 力	新居浜市本郷一丁目8番41号
"	眞鍋 正幸	新居浜市中村一丁目6番36号
"	神野 哲彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号

"	加藤 良一	新居浜市久保田町一丁目3番26号
"	宮崎 和郎	新居浜市徳常町9番29号
"	高橋 一博	新居浜市西町3番9号
監事	白石 徹	新居浜市北内町一丁目12番18号
"	大澤 眞一	新居浜市土橋一丁目8番4号
"	鈴木 邦宣	新居浜市星原町9番11号

○愛媛県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 5月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

○愛媛県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市楠河土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 5月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

○愛媛県告示第601号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100714	株式会社エイトカンパニー	愛媛県松山市高浜町1丁目乙60番地147	仲 矢 記代子	放課後等デイサービス	まりも	愛媛県松山市高浜町1丁目乙60番地346	平成28年 4月1日
3850100722	株式会社中川	愛媛県松山市南久米町乙24番地128	中 川 孝 志	児童発達支援	親子通園 みのり	愛媛県松山市余戸中3丁目10番35号	平成28年 4月1日
3850100722	株式会社中川	愛媛県松山市南久米町乙24番地128	中 川 孝 志	放課後等デイサービス	親子通園 みのり	愛媛県松山市余戸中3丁目10番35号	平成28年 4月1日
3851000046	社会福祉法人くじら	長崎県大村市富の原1丁目1113-1	田 崎 耕太郎	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスくじら	愛媛県伊予市米湊237-1	平成28年 4月1日
3850100730	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	児童発達支援	児童発達支援センター天使園	愛媛県松山市中野町甲800番地	平成28年 4月1日
3850100748	一般社団法人こころね	愛媛県松山市道後町2丁目3-4道後の杜ビル3F	飛 田 美 樹	児童発達支援	チャイルドハート松山	愛媛県松山市余戸東2丁目7-13	平成28年 4月1日
3850100748	一般社団法人こころね	愛媛県松山市道後町2丁目3-4道後の杜ビル3F	飛 田 美 樹	放課後等デイサービス	チャイルドハート松山	愛媛県松山市余戸東2丁目7-13	平成28年 4月1日
3850100177	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997番地1	岡 田 武 志	放課後等デイサービス	済生会なでしこハウス三津	愛媛県松山市住吉町2丁目6-8	平成28年 4月1日
3850100177	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997番地1	岡 田 武 志	保育所等訪問	済生会なでしこハウス三津	愛媛県松山市住吉町2丁目6-8	平成28年 4月1日

○愛媛県告示第602号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定障害児入所施設を指定した。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

事業者番号	指定障害児入所施設の設置者			福祉型又は医療型の別	指定障害児入所施設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100730	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	福祉型	福祉型障害児入所施設 天使園	愛媛県松山市中野町甲800番地	平成28年 4月1日

○愛媛県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	池 川 忠 徳	東温市見奈良260番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	高 木 憲 治	東温市見奈良391番地
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 孝 文	東温市見奈良518番地 6
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
監 事	佐 伯 義 明	東温市見奈良355番地 2
"	越 智 文 明	東温市見奈良1023番地 3
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	山 内 政 之	東温市見奈良989番地 1
"	林 茂	東温市見奈良1039番地
"	池 川 義 晴	東温市見奈良1016番地
"	池 川 幸 介	東温市見奈良455番地
"	池 川 孝 文	東温市見奈良518番地 6
"	池 川 進	東温市見奈良1012番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地 1
"	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
"	池 川 伸 良	東温市見奈良566番地

○愛媛県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	大 西 忠 雄	東温市田窪1448番地 3
"	海 稲 旦 城	東温市田窪1707番地
"	渡 部 定 保	東温市田窪1610番地
"	蟹 江 輝 夫	東温市田窪1617番地
"	水 田 孝 義	東温市田窪1171番地 2
"	山 内 和 弘	東温市田窪1321番地
"	平 岡 隆 由	東温市田窪1589番地
"	窪 正 博	東温市田窪963番地
"	小 山 啓 二	東温市田窪1208番地
"	小 野 政 廣	東温市田窪374番地
監 事	伊 藤 順 一	東温市田窪146番地 3
"	東 武 則	東温市田窪1386番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 進	東温市田窪1491番地
"	大 西 忠 雄	東温市田窪1448番地 3
"	水 田 孝 義	東温市田窪1171番地 2
"	海 稲 旦 城	東温市田窪1707番地
"	渡 部 逸 男	東温市田窪1218番地
"	高須賀 建 二	東温市田窪1186番地
"	蟹 江 輝 夫	東温市田窪1617番地
"	渡 部 定 保	東温市田窪1610番地
"	渡 部 清 志	東温市田窪1550番地
"	大 西 安 弘	東温市田窪1296番地
"	窪 正 博	東温市田窪963番地
監 事	東 武 則	東温市田窪1386番地
"	伊 藤 順 一	東温市田窪146番地 3

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 山 澄 男	東温市牛淵797番地
"	前 島 義 之	東温市牛淵703番地
"	露 口 真 人	東温市牛淵1023番地
"	高須賀 隆 利	東温市牛淵842番地 3
"	渡 部 光 一	東温市牛淵1062番地 4

"	大 西 賢	東温市牛湫695番地 3
"	大 島 春 樹	東温市牛湫805番地
"	日 野 治 男	東温市牛湫734番地
"	八 木 宏 憲	東温市牛湫773番地
監 事	由 井 徳 好	東温市牛湫733番地
"	八 木 伸 泰	東温市牛湫1097番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 山 澄 男	東温市牛湫797番地
"	前 島 義 之	東温市牛湫703番地
"	由 井 徳 好	東温市牛湫733番地
"	高須賀 隆 利	東温市牛湫842番地 3
"	渡 部 光 一	東温市牛湫1062番地 4
"	大 西 賢	東温市牛湫695番地 3
"	大 島 春 樹	東温市牛湫805番地
"	日 野 治 男	東温市牛湫734番地
"	八 木 宏 憲	東温市牛湫773番地
監 事	葛 原 勲	東温市牛湫131番地 3
"	八 木 伸 泰	東温市牛湫1097番地

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 巧	東温市下林甲243番地
"	井 本 修	東温市下林甲877番地
"	越 智 正 明	東温市下林甲1271番地 2
"	丹生谷 昌 昭	東温市下林甲554番地 1
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	森 司	東温市下林甲56番地 1
"	越 智 清 重	東温市下林甲1270番地
"	高須賀 正 人	東温市下林甲1342番地
"	野 中 秀 宣	東温市下林甲1453番地
"	丹生谷 和 敬	東温市下林甲994番地 3
"	白 石 盛 清	東温市下林甲759番地 1
監 事	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1
"	越 智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 盛 重	東温市下林甲1021番地 1
"	丹生谷 眞 治	東温市下林甲127番地 2
"	松 下 慶 三	東温市下林甲862番地
"	丹生谷 昌 昭	東温市下林甲554番地 1
"	森 巧	東温市下林甲243番地

"	丹生谷 政 義	東温市下林甲553番地
"	丹生谷 文 章	東温市下林甲1272番地 2
"	松 本 重 徳	東温市下林甲1425番地 5
"	松 本 勝	東温市下林甲1152番地 2
"	丹生谷 正 彦	東温市下林甲985番地
"	井 本 修	東温市下林甲877番地
監 事	越 智 昭 夫	東温市下林甲1007番地 1
"	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1

○愛媛県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 敏 雄	松山市東方町甲1480番地 6
"	塩 見 十起雄	東温市上林甲1915番地
"	森 寛 治	東温市上林甲1687番地
"	菅 原 保	東温市上林甲2561番地 1
"	渡 部 隆 明	東温市上林甲76番地
"	八 木 理 成	東温市上林甲1340番地
"	相 原 成 利	東温市上林甲1035番地
"	山 内 昭	東温市上林甲1424番地
"	菅 能 秀 明	東温市上林甲2275番地
"	越 智 達 夫	東温市上林甲2823番地 4
"	森 栄 二	東温市上林甲2705番地
"	森 洋 二	東温市上林甲2680番地
"	森 敏 雄	東温市上林甲2886番地
"	高須賀 靖	東温市上林甲3239番地 2
"	曾 根 集 治	東温市上林甲3077番地 1
監 事	武 智 安 史	東温市上林甲1681番地
"	森 明 也	東温市上林甲2798番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佃 健一郎	東温市上林甲2195番地
"	八 木 利 文	東温市上林甲1602番地 1
"	山 内 茂	東温市下林甲663番地 1
"	森 敏 明	東温市上林甲528番地
"	山 内 数 延	東温市上林甲700番地
"	相 原 隆 利	東温市上林甲1052番地
"	山 内 寛 朗	東温市上林甲1677番地
"	山 内 浩	東温市上林甲1684番地 2
"	菅 原 隆 男	東温市上林甲2610番地 1
"	日 野 健	東温市上林甲1787番地 1
"	森 定	東温市上林甲2779番地
"	森 泰 生	東温市上林甲2864番地
"	森 浩 樹	東温市上林甲2918番地 5
"	渡 部 哲 男	東温市上林甲3073番地

〃	渡 部 慶 三	東温市上林甲3092番地
監 事	林 茂 樹	東温市上林甲3513番地 2
〃	武 智 安 史	東温市上林甲1681番地

○愛媛県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 和 男	東温市下林甲1776番地 1
〃	植 杉 房 夫	東温市下林甲2466番地
〃	渡 部 良 吾	東温市下林甲2267番地 8
〃	石 川 明 弘	東温市下林甲1647番地
〃	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
〃	野 中 博 敬	東温市下林甲1879番地
〃	野 中 潤 一	東温市下林甲1999番地
〃	野 中 良 純	東温市下林甲2027番地 5
〃	野 中 哲 也	東温市下林甲2068番地 2
〃	高 橋 郁 典	東温市下林甲2320番地
〃	高 橋 茂	東温市下林甲2346番地 1
〃	丹生谷 順 一	東温市下林甲2808番地
〃	大 森 政 明	東温市下林甲2822番地 6
〃	渡 部 禎 之	東温市下林甲2622番地
〃	上 田 憲	東温市下林甲2751番地 2
監 事	野 中 孝 三	東温市下林甲1994番地 2
〃	野 中 智	東温市下林甲2818番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 忠 能	東温市下林甲1581番地
〃	渡 部 和 男	東温市下林甲1776番地 1
〃	石 川 明 弘	東温市下林甲1647番地
〃	松 原 孝 征	東温市下林甲1489番地
〃	森 長 己	東温市下林甲1920番地 2
〃	越 智 政 稔	東温市下林甲1946番地
〃	野 中 哲 也	東温市下林甲2068番地 2
〃	青 森 猛	東温市下林甲2443番地
〃	高 橋 郁 典	東温市下林甲2320番地
〃	西 村 道 夫	東温市下林甲2334番地 3
〃	丹生谷 順 一	東温市下林甲2808番地
〃	竹 村 秀 明	東温市下林甲2862番地
〃	竹 村 宗 春	東温市下林甲2631番地
〃	谷 松 勝 利	東温市下林甲2751番地 2
〃	渡 部 良 吾	東温市下林甲2267番地 8
監 事	野 中 勲	東温市下林甲2862番地 3
〃	野 中 孝 三	東温市下林甲1994番地 2

○愛媛県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	東温市上村甲891番地
〃	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
〃	野 首 喜久雄	東温市上村甲39番地
〃	門 田 孝 明	東温市上村甲95番地
〃	高 市 親 雄	東温市上村甲86番地 2
〃	石 丸 恒 雄	東温市上村甲176番地
〃	武 智 忠 能	東温市上村甲507番地 2
〃	門 田 重 之	東温市上村甲625番地 1
〃	岩 田 勝	東温市上村甲587番地
〃	高須賀 栄 司	東温市上村甲855番地 3
〃	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	溝 田 隆 徳	東温市上村甲164番地
〃	永 野 通	東温市上村甲102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	東温市上村甲891番地
〃	高 市 正 志	東温市上村甲186番地
〃	池 本 敏 幸	東温市上村甲488番地 1
〃	由 井 猛	東温市上村甲312番地 1
〃	高 市 明 治	東温市上村甲157番地 1
〃	石 丸 良 彦	東温市上村甲197番地
〃	武 智 忠 能	東温市上村甲507番地 2
〃	越 智 義 弘	東温市上村甲639番地 1
〃	倉 瀬 文 和	東温市上村甲585番地 2
〃	白 石 正 也	東温市上村甲895番地
〃	岡 田 文 明	東温市上村甲822番地
監 事	溝 田 隆 徳	東温市上村甲164番地
〃	永 野 通	東温市上村甲102番地

○愛媛県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成28年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	武 智 忠 能	東温市上村507番地	東温市上村507番地 2

○愛媛県告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中建管第3198号 平成28年 5月11日	東温市河之内字北引岩乙815番2、乙815番5、乙815番6、乙815番47、乙825番1、乙825番12	松山市北梅本町甲184番地 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照 旺

○愛媛県告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建（開）第4号 平成28年 5月8日	伊予市上三谷字大替地甲1341番6	伊予市上三谷1361番地 山 村 卓 史 山 村 美 保

○愛媛県告示第613号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月20日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
富士シリシア化学株式会社  
愛知県春日井市高蔵寺町2丁目1846番地  
代表取締役 柴田 孝次
- 事業場の名称及び所在地  
富士シリシア化学株式会社 愛媛工場  
八幡浜市保内町川之石7番耕地131番地3
- 特定施設の種別  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1  
第27号 無機化学工業製品製造業の用に供する施設  
イ ろ過施設
- 変更しようとする事項の内容  
排水水の汚染状態及び量の変更（排水口の統合）
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5	通常 5.8~8.6
		最大 7.0	最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5	通常 0.66
		最大 1.0	最大 1.1

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 1.5	通常 0.69 最大 1.6
浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 120	通常 49 最大 120
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 25	通常 10 最大 25
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.50 最大 1.0	通常 0.49 最大 0.99
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 300.2 最大 400	通常 305.2 最大 405

備考：排水口No.1及び排水口No.2を統合する。

排水口No.2（廃止）

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後（廃止）
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	-
		生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.0 最大 6.0	-
		浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 13
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	-

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 0.50	-
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 最大 5	-

排水口No.3 (変更後:排水口No.2)  
(排水口No.3を排水口No.2に名称変更する。)

備考:排水口No.1及び排水口No.2を統合する。

○愛媛県告示第614号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	青 野 潤	東温市志津川	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	伊 予 病 院	宮 崎 始	伊予市八倉906番地 5	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整形外科	独立行政法人地域機能推進機構宇和島病院	友 澤 翔	宇和島市賀古町 2 丁目 1 番37号	平成 28年 5月 1日
そ し ゃ く 機 能 障 害	内 科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	井 上 愛	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	京 樂 格	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	山 崎 宙	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年 5月 1日
音声、言語機能障害、肢体不自由	脳神経外科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	倉 敷 佳 孝	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整形外科	社会医療法人石川記念会H I T O病院	中 田 浩 史	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	津 田 貴 史	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	廣 松 崇 史	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地 1	平成 28年 5月 1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	鳥 飼 智 彦	宇和島市御殿町 1 番 1号	平成 28年 5月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	白 井 信	今治市石井町 4 丁目 5 番 5号	平成 28年 5月 1日
心臓・じん臓・呼吸器・肝臓機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	志 賀 和 子	西予市宇和町永長147番地 1	平成 28年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	小 黒 邦 彦	西予市宇和町永長147番地 1	平成 28年 5月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	住友別子病院	赤 本 伸太郎	新居浜市王子町 3 番 1号	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	整形外科	住友別子病院	田 中 孝 明	新居浜市王子町 3 番 1号	平成 28年 5月 1日
肢体不自由、呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	越 智 史 博	東温市志津川	平成 28年 5月 1日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	三 谷 壮 平	東温市志津川	平成 28年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	村 上 雅 憲	新居浜市南小松原町13番27号	平成 28年 5月 1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	城賀本 敏 宏	東温市志津川	平成 28年 5月 1日



○愛媛県告示第615号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
小 幡 善 保	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	平成28年 4月1日
山 下 貢 二	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	平成28年 4月1日
廣 瀬 純 成	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	医療法人陽成会広瀬クリニック	今治市拝志3-1	平成28年 4月1日
寺 岡 正 人	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 4月1日
竹 本 幸 司	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 4月1日
岡 本 健 太 郎	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成28年 4月1日
武 智 和 子	市立宇和島病院	西予市宇和町卯之町1-246	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	平成28年 4月1日
寺 野 友 美	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	愛南町国保一本松病院	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成28年 4月1日

○愛媛県告示第616号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成28年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	藤 川 晴 信	四国中央市川之江町2233番地	平成 28年 4月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	公立学校共済組合四国中央病院	後 藤 仁	四国中央市川之江町2233番地	平成 28年 4月1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	西 谷 元 宏	宇和島市御殿町1番1号	平成 28年 4月7日
音声、言語、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内 科	愛南町国保一本松病院	岸 田 正 人	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	平成 28年 4月12日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小 児 科	市立宇和島病院	千 坂 俊 行	宇和島市御殿町1番1号	平成 28年 4月13日
肢体不自由、心臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	池 田 宜 孝	新居浜市南小松原町13番27号	平成 28年 4月21日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	松 木 佑 太	新居浜市南小松原町13番27号	平成 28年 4月21日
視 覚 障 害	眼 科	市立野村病院	兵 頭 靖 秋	西予市野村町大字野村9-53	平成 28年 4月27日

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年 5月20日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫

同 毛 利 修 三  
同 黒 川 洋 介  
同 岡 田 清 隆

包括外部監査人大西聰一の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
石 川 千 晶	香川県高松市錦町二丁目4番25-901号	平成28年5月20日から平成29年3月31日まで

宮 本 豪	愛媛県東温市野田一丁目7番地7	平成28年5月20日から平成29年3月31日まで
勝 丸 充 啓	東京都中央区月島一丁目8番1-2303号	平成28年5月20日から平成29年3月31日まで

教育委員会公告

○公 告

平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成28年 5月20日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成28年7月21日（木）から24日（日）まで	松山市立城西中学校（松山市竹原三丁目19番35号） 松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
中学校教員（各教科）	平成28年7月21日（木）から24日（日）まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
高等学校教員（各教科〔科目〕） 特別支援学校教員	平成28年7月21日（木）から24日（日）まで	松山北高等学校（松山市文京町4番地1）
養護教員	平成28年7月21日（木）から24日（日）まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
栄養教員	平成28年7月21日（木）から24日（日）まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）

注1 区分間の併願は、認めない。

注2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成28年5月23日（月）から6月8日（水）まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成29年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- 昭和52年4月2日以降に出生した者（本県の国公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立

学校又は公立学校をいう。以下同じ。）で3年以上の教職経験（期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。）を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和42年4月2日以降に出生した者）

なお、他の都道府県で国公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成28年4月1日から同年6月8日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員（講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「講師等」という。）で、かつ、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に通算して24月以上の講師等の勤務経験を有するものについては、昭和42年4月2日以降に出生した者とする。

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1176

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 5月20日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第22</b>（第7条、第14条、第15条関係） 修 学 年 数 調 整 表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（<u>修業年限4年のものに限る。</u>）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 省略</p>	<p><b>別表第22</b>（第7条、第14条、第15条関係） 修 学 年 数 調 整 表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は____歯学に関する課程_____を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 省略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**雑 報**

**○公 告**

**環境影響評価書について**

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第21条第2項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びその要約書を作成したので、同法第27条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 5 月20日

大和エネルギー株式会社

代表取締役社長 濱 隆

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 事業者の名称 大和エネルギー株式会社
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 濱 隆
  - (3) 主たる事務所の所在地  
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス33階
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称（仮称）西予風力発電事業
  - (2) 種類 風力発電所の設置の工事業
  - (3) 規模 総出力 16,000kW（2,000kW×8基）
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
愛媛県西予市宇和町野田地区、山田地区、明浜町依津地区、狩浜地区
- 4 関係地域の範囲  
西予市
- 5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
西予市役所、西予市明浜支所、西予市三瓶支所、愛媛県庁、大和エネルギー株式会社
  - (2) 縦覧期間  
平成28年5月20日から平成28年6月20日まで  
（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定す

る休日及び閉庁日は除く。）

- (3) 縦覧時間 9時から17時まで